

令和7年度 滋賀デスティネーションキャンペーン PR 推進業務 仕様書

1 業務名

滋賀デスティネーションキャンペーン PR 推進業務

2 目的

令和9年（2027年）10月から12月にかけて開催する「滋賀デスティネーションキャンペーン」（以下、「滋賀 DC」という。）に向け、キャッチフレーズ・ロゴの制作および特設サイトを構築し、滋賀 DC の周知・PR を行うことで、27 年ぶりに実施される滋賀 DC に向けた機運醸成および本県への観光誘客を図る。

3 契約期間

契約締結日～令和8年（2026年）3月31日（火）まで

4 滋賀デスティネーションキャンペーンの概要について

（1）概要

デスティネーションキャンペーン（以下、DC という。）は、JR 6 社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）と地域が連携して開催地の魅力を発信し、全国から誘客を行う大型観光キャンペーン。

継続的な地域の観光振興につなげることを目的とし、DC 開催の前年度と翌年度の同時期に、プレ DC とアフター DC が実施され、全国の JR 主要駅へのポスター掲出や DC 用の特別企画、旅行商品の造成等を実施予定。

（2）キャンペーン実施期間

- ・ 令和8年（2026年）10月～12月 プレ DC
- ・ 令和9年（2027年）10月～12月 DC 本番
- ・ 令和10年（2028年）10月～12月 アフター DC

（3）コンセプト（予定）

滋賀には、琵琶湖をはじめとする豊かな自然、奥深い歴史・文化がある。それらがめぐり、つながり、滋賀独特のストーリーがひろがっている。

滋賀をめぐる人たちが、地域に暮らす人や時間の流れとつながり、感動や発見、癒し、ワクワクやドキドキを共有することで、旅人、暮らす人、一人ひとりが Well-being を感じ、新しい世界がひろがる体験を提供する。

（4）基本方針

- ・ 滋賀県は日本の中央に位置し、県内に広く鉄道網が整備されていることから、DC を契機に、訪日外国人を含むこれまで滋賀県への来訪等が少ない層に対して、積極的な誘客を図る。
- ・ あわせて、継続的に滋賀県を訪れているリピーター層に対しては、より深く滋賀の魅力を体

感できるスポットを、インパクトのある素材や DC 特別企画等を活用して訴求し、さらなる来訪意欲の向上につなげる。

- ・観光客のみならず、旅行会社等に対しても「滋賀県で何が体験でき、何が味わえるか」といった情報をわかりやすく発信することで、滋賀県への誘客促進を図る。

(5) 滋賀 DC における方向性について

滋賀 DC の実施にあたって、近隣府県との広域観光の推進や、新たな分野におけるコンテンツの創出、公共交通機関をはじめとしたアクセスの充実、データの活用という 4 つの視点を重視しながらこれまで滋賀県が推進してきたシガリズムをさらに進化（深化）させていくこととしている。

これを踏まえたうえで、過去に「シガリズム」をコンセプトとして展開した観光キャンペーンの単なる延長ではなく、滋賀の観光ならではの楽しさや面白さを全世代にわかりやすく、斬新でポップな感覚で訴求する。

※シガリズムとは

「シガリズム」とは、「琵琶湖をはじめとした自然と歩みをそろえ、ゆっくり、丁寧に暮らしてきた、滋賀の時間の流れや暮らしを体感できる、“心のリズムを整える新たなツーリズム”」の総称。また、ツーリズムだけにとどまらず、環境意識や近江商人の教えなどの滋賀の「イズム」や、滋賀のゆったりした暮らし、滋賀の「リズム」などを合わせた、「滋賀ならではの」を表す言葉としても使用。

5 業務内容

(1) キャッチフレーズ等の募集・決定

滋賀 DC のキャッチフレーズは、一般公募により決定することとし、その手順については以下の流れを想定している。

- ・特設サイト等による WEB 上での募集

→受託者にて 50 案に候補を選定

→事務局にて 20 案に候補を精査

→選考委員会等により審査・決定

→滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会総会での発表・表彰

① キャッチフレーズの募集について

一般公募の応募促進を図るため、紙媒体やウェブ媒体等を活用した情報発信を行うこと。各種媒体等におけるデザインは提案自由とするが、広く応募を集めるため、斬新で目を引くデザイン案を提案すること。基本仕様は以下のとおり定めるが、より効果的な案がある場合は自由に提案できるものとする。

なお、応募目標件数は 1,000 件以上とする。

ア 応募フォームの作成

- ・ウェブ上で使用する応募フォームを提案し、以下の設問を例に作成すること。

なお、応募者と滋賀県の関連性が示される設問を必ず用意すること。作成した応募

フォームは各種媒体等に掲載して発信する。

【応募フォームの質問例】

応募者名（ニックネームも可）、年代、居住地（都道府県）、キャッチフレーズ案、滋賀県とあなたの思い出エピソード、メールアドレス
※その他必要と思われる設問があれば提案すること。

イ チラシの制作

【仕様】

- ・紙 質 コート紙 70kg 以上
- ・サイズ A4 片面
- ・カラー 4 色フルカラー
- ・部 数 30,000 枚以上
- ・納品先 納品先 県内 60 カ所程度
※委託者から別途配送先リストを提供する。
滋賀県内 JR 西日本駅構内掲出用（55 駅予定）
※JR 西日本と調整の上、送付すること。

ウ ポスターの制作

【仕様】

- ・紙 質 コート紙 135kg 以上
- ・サイズ B1 片面、A1 片面
- ・カラー 4 色フルカラー
- ・部 数 一般掲出用ポスター 70 枚（A1）
JR 西日本駅構内掲出用 55 枚（B1）
- ・納品先 県内 60 カ所程度
※委託者から別途配送先リストを提供する。
滋賀県内 JR 西日本駅構内掲出用（55 駅予定）
※JR 西日本と調整の上、送付すること。
- ・梱 包 折り目が付かない方法で梱包し発送すること。

エ 広告出稿等

キャッチフレーズの募集について周知・応募促進を目的として、多くの人が参加したくなるような工夫を凝らし、紙媒体および SNS にて広告出稿等を行い、若い世代を含め幅広い世代からの応募を募る。

なお、使用する SNS は X とし、以下のアカウントによる広告出稿を想定している。

「滋賀・びわ湖 観光情報【公式】 (@siga_biwako)」

https://x.com/siga_biwako

【共通】

- ・提案内容および委託者の想定スケジュールに沿った広報計画を策定し、実施するこ

と。

- ・若い世代を含め幅広い世代が参加したくなるような仕掛けを提案すること。
- ・応募促進のため、景品やインセンティブを設定した企画を含めること。なお、広告費とインセンティブ費用は合計で120万円以内とすること。
- ・広告出稿時等には、媒体特性や各種データに基づくターゲティングを行い、効果的な露出となるようにすること。
- ・広告の出稿結果として、掲載期間・媒体アクセス数・インプレッション数などを抽出し、分析した報告書を作成すること。

【紙媒体】

- ・滋賀県内を中心に広く周知できる媒体を提案の上、掲載すること。

【SNS】

- ・委託者が指定する上記 SNS により応募促進につながる取組を最低2回は実施すること。

② キャッチフレーズの決定について

ア 応募内容の選定

一般公募により募集したキャッチフレーズ案を審査会等にて選考し決定するため、その事前選定として理由を明示した上で50案に絞り込むこと。

イ 選考委員会の運営補助

- ・選考委員会を円滑かつ公正に進めることを目的とする評価項目等を定めた採点表等を作成すること。
- ・選考委員会には、外部有識者としてキャッチフレーズの制作を得意とするコピーライター等の専門家1名を提案し、派遣すること。なお、当該専門家は会議のファシリテーターを担うこととする。また、当該専門家の決定については、委託者と協議の上、決定するものとする。

(2) ロゴの制作

- ・上記(1)で決定したキャッチフレーズやキャンペーンテーマ等をもとに本キャンペーンのロゴを制作すること。
- ・ロゴの制作にあたっては複数案(3案程度)提案し、委託者と協議の上、決定するものとする。
- ・ロゴの使用に関するガイドラインを作成すること。
- ・ロゴについては、本キャンペーンの期間中(プレDC、アフターDCを含む)において、本キャンペーンのPR目的であれば、公的機関、民間企業問わず、制限なく使用できること。

(3) 広報資材の制作

滋賀DCのプロモーションツールとして、観光イベント等への出展など幅広く活用することを目的に、上記(1)で決定したキャッチフレーズやキャンペーンテーマ等と連動させた広報資材を制作する。制作するものについては、以下を想定しているが、より効果的な案があ

る場合は自由に提案できるものとする。

なお、次年度以降の業務においてキービジュアル等を制作し、再度広報資材等を制作する予定があることを踏まえ、制作数を提案すること。

- ・ポスターの制作 20 枚以上
- ・法被の制作 10 枚以上
- ・のぼり旗の制作 10 枚以上
- ・タスキの制作 2 本以上
- ・テーブルクロス制作 5 枚以上

(4) キャンペーンティザーサイトの制作・運営

滋賀 DC に関する情報発信・キャッチフレーズの募集等を効果的に行うため、ティザーサイトの全体設計、ページデザイン・レイアウト作成、掲載写真の調達、原稿の作成、原稿のライティング、コーディング作業等のウェブサイト制作にかかる必要な作業を行うこと。

なお、本サイトは、令和 9 年の DC 本番に向けて以下のとおり段階的に拡充していく想定をしている。

- ・令和 7 年（2025 年）11 月 ティザーサイトオープン、情報更新

（以下、参考）

- ・令和 8 年（2026 年）4 月～12 月 プレ用 DC 特設サイト構築、情報更新
- ・令和 9 年（2027 年）4 月～12 月 本番用 DC 特設サイト順次拡充、情報更新
- ・令和 10 年（2028 年）4 月～12 月 アフター用 DC 特設サイト順次情報更新
- ・令和 11 年（2029 年）3 月 特設サイトクローズ

① ティザーサイトの制作

キャッチフレーズの募集・決定等の周知をメインとするティザーサイトを提案し、作成すること。上記（1）①アで作成する応募フォームを使用すること。

なお、サイト内には、県からのメッセージを掲載する予定である。

② ウェブサイトの管理・更新

制作したウェブサイトに対し、以下の要件に基づき、適切な運営・保守・管理・更新を行うこと。

ア 更新業務

委託者の指示に基づき、受託事業者は、ウェブサイトの内容の更新（お知らせ・新着情報の掲載や他サイトのリンクバナーの設置等）に、可及的速やかに対応すること。

イ アクセスログ解析

委託者において、アクセスログが簡単に解析できる機能を提供すること。なお、最低限必要なアクセスログについては、以下のとおりの種類とする。

- ・ドメイン名
- ・利用しているブラウザの種類
- ・アクセス日時

- ・ 検索キーワード
- ・ ページ経路
- ・ 国籍

※その他、収集可能な有用な情報があれば提案すること。

※各コンテンツへのアクセス数を時間別、日別、月別で解析できること。

※解析結果については、CSV 形式でのダウンロードを可能とし、また、印刷機能を有すること

③ リンクバナーの作成

制作したウェブサイトへリンクさせるバナーを制作すること。

ア バナーサイズ

最大3サイズを委託者より別途指示する。

イ バナー形式

JPEG／PNG

ウ バナーデータ容量

1 MB 以上

エ バナーのデザイン

制作するウェブサイトと統一感を持たせたデザインとする。

④ その他要件等

ア デザイン全体の方針

イ ユーザビリティ

利用者が求める情報を、素早くかつ的確に提供できるよう、操作性・視認性ともにユーザビリティを考慮したデザインとすること。

ウ サーバー

ウェブサイトをアップロードするサーバーについては、委託者が指定するサーバーを使用するものとする。

サーバーの仕様および動作環境については、別途受託事業者に通知する。

エ 閲覧環境

以下のブラウザでは、レイアウトを含めてコンテンツが正確に表示され、各種システムの機能が快適に利用できること。各ブラウザの最新バージョンに随時対応するとともに、利用状況等を考慮し、必要と思われる場合は旧バージョンでの閲覧にも適宜対応すること。

- ・ Microsoft Edge
- ・ Google Chrome
- ・ Mozilla Firefox
- ・ Apple Safari
- ・ Apple Mobile Safari
- ・ Android Browser

オ モバイル端末対応

レスポンシブウェブデザインまたはこれに準じる技術を利用し、スマートフォン端末およびタブレット端末からの閲覧に対し、最適化を図ること。また、スマートフォン端末およびタブレット端末でのタッチパネル操作に対して、十分にユーザビリティを考慮すること。

カ SEO 対策

委託者より指定するキーワード（受託事業者決定後通知する）による、ロボット型検索エンジンを用いた検索に対し、検索結果のなるべく上位に表示されるよう、meta タグ等を用いて SEO 対策を行うこと。

（５）その他自由提案

本事業において、貴社が有する技術・人的ネットワーク・過去の実績・独自サービス等を活用した具体的な取組内容を提案した場合、その内容を実施すること。

6 成果物等

（１）成果物一覧

業務	成果物	納期
（１）キャッチフレーズ等の募集・決定	応募フォーム	令和７年１１月２５日（火）
	チラシ	令和７年１１月２８日（金）
	ポスター	令和７年１１月２８日（金）
	広告レポート	令和７年１月１５日（木）
	キャッチフレーズ 50 案	令和７年１月１５日（木）
（２）ロゴの制作	ロゴ	令和８年２月２７日（金）
	ガイドライン	令和８年２月２７日（金）
（３）広報資材の作成	ポスター、ポスターデータ	令和８年３月１９日（木）
	法被	令和８年３月１９日（木）
	のぼり旗	令和８年３月１９日（木）
	タスキ	令和８年３月１９日（木）
	テーブルクロス	令和８年３月１９日（木）
	その他提案のあったもの	令和８年３月１９日（木）
（４）キャンペーン特設サイト等の作成・運営	ティザーサイトオープン	令和７年１１月３０日（日）
	リンクバナー	令和７年１１月２８日（金）
事業全体にかかる報告書	報告書	令和８年３月３１日（火）
	報告書データ	令和８年３月３１日（火）

（２）留意事項

- ・各納品物の納期は委託者、受託者の協議の上、変更できるものとする。
- ・上表の「納品先」は以下の住所のとおりとする。

委託者：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局
(滋賀県観光振興局内)

TEL：077-528-3742 MAIL:dc2027@pref.shiga.lg.jp

- ・印刷物データは以下の形式で納品すること。

電磁媒体に記録したもの 1 部 形式 .pdf/.ai 等

- ①印刷用電磁データ (InDesign、Illustrator 他 (AI データは、フォントのアウトライン済みデータおよびアウトライン前データ) および PDF (画像圧縮なしのハイエンドデータ) は、制作データ仕様書 (アプリケーションバージョン、その他制作上の特記事項があれば併記する) を添えて事業名称、保存ファイル名称、および制作者を表書きした CD-ROM または DVD-ROM 1 枚に記録して納品すること。

- ②ウェブアップロード用電磁データ

印刷用電磁データをウェブアップロード用にダウンサイジングしたものを、印刷用電磁データに合わせ納品すること。

- ・報告書データは以下の形式で納品すること。

電磁媒体に記録したもの 1 部 形式 .pdf 等

7 打ち合わせ等への出席および業務遂行体制の構築・報告

(1) 打ち合わせの実施および出席

当業務に関わる打ち合わせを随時実施し、責任者等が出席すること。

(2) 業務遂行体制の構築・報告

当業務を円滑に遂行し得る体制を、以下の内容に基づき構築すること。構築した体制図にまとめ、事業の着手前に委託者に提出し、了承を得ること。

- ① 当業務委託の全体責任者および副全体責任者の配置
- ② 当業務委託の全体を取りまとめる担当者の配置
- ③ 各業務の担当者および副担当者の配置

※業務間の兼任は可とする。

8 運営管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理 (各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等) を徹底すること。

運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。

また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

9 委託業務の進め方

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と連携を密にし、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに報告し、その都度、委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務着手前に、全体の工程や作業方針および各業務の企画内容についてあらかじめ委託者の承諾を受けるものとする。
- (3) 事業の確実な実行を担保するため、契約後速やかに打合せを開催する。また、その後も定期的にミーティングを行い、事業進捗状況の報告とあわせて今後の予定についても情報共有を行うこと。
- (4) 受託者は委託者の求めに応じて、本業務実施の途中における成果の報告をしなければならない。
- (5) 本業務の実施に際し、委託者は、必要な資料等を可能な限り受託者に提供または貸与するものとする。

10 機密保持・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、この業務の実施に当たって取り扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を委託者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4) 本業務の遂行のために委託者が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに委託者に返却すること。
- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

11 留意事項

- (1) 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権、肖像権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (3) 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (4) 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じ、委託者より随時提供する。なお、提供した資料等の複製・複写の可否、返却等につい

ては、委託者の指示に従うこと。

- (5) 受託者は、本業務における成果品および業務作成上の資料等に文献その他の資料を引用する場合は、その出典を明記するものとする。
- (6) 電磁媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- (7) 受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、委託者が受託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。
- (8) 受託者は、業務の実施に当たり、適用をうける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (9) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、委託者は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (10) その他業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (11) 本業務履行のための受託事業者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費および契約費の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に委託者と協議を行うこと。
- (12) 本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託事業者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (13) 事業の実施をより効果的にするため、各実施時期等の変更について委託者から求めがあった場合は、協議の上臨機応変に対応すること。
- (14) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。
- (15) 本キャンペーンは令和10年12月までを予定しているが、令和8年度以降の継続契約を前提とするものではないことに留意すること。